

2021年度指導者研修会・検定員クリニック における救済措置について

- ・指導者研修会の理論はEラーニングで実施します。実技の免除は想定していません。
- ・実技は、体調不良による不参加、遅刻、早退を含めて、「各会場で設定された研修時間の概ね75%以上出席している」者を研修修了とします。これを基本とし、個々人の事情を勘案して責任者が判断します。足りない時間はレポート提出等を活用して構いません。
- ・実技研修会設定時間のおよそ75%以上の出席者は、途中退席があっても研修会修了扱いとします。
- ・それ以下の参加者においては（0%であっても）、研修会責任者が設定したレポートを1週間以内に提出することで研修会修了とします。
- ・レポート内容（題材、規定時数）は各会場責任者が設定します。
- ・研修会終了後1週間以内の提出を義務とします。
- ・怪我等の問題で滑走できない者も同様の扱いとします。
- ・実技研修会への申し込み、研修会参加料のお支払のつた方においては、実技研修会への欠席、欠単位があっても研修会出席とする救済処置を今年度は設けます。
- ・参加者の中には多数が集積する集会への参加禁止の企業勤務の方や、年齢体力的に不安な方、基礎疾患をお持ちの方などで参加を躊躇される方等いらっしゃいます。まずは研修会への申し込みをして頂き、参加者個々の事情に対応して研修会修了とできる体制を、今年度は採ります。

また、SAJ教育本部の研修会開催ガイドラインもWEBサイトなどで公開していますが、少しでも体調に変化がある場合は、必ず研修会を欠席していただき、無理して参加することの無いようにしてください。